

静岡県広告業協会内規

平成28年4月改訂

第1章 慶弔規定

1. 目的

静岡県広告業協会は、会員の友情・親善・相互理解の絆をもって、会員の団結を堅くし、喜びを分かち、悲しみを共にするために、この内規を定める。

2. 慶 祝

会員が、次の各項に該当するときは、事前に総務に申し出て、至近例会において次の金品または祝品を贈るものとする。

会員の受賞・叙勲等に際しては、理事会の議を経て祝意を表するものとする。

3. 弔 慰

会員・配偶者の不幸に際しては、届け出により下記のとおり弔慰し、急を要する場合は、理事長において適当な処置を講じ、至近理事会において承認を得るものとする。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| A 会員(代表者及び登録者)の死亡の場合 | 香典 30,000 円 |
| B 配偶者死亡の場合 | 香典 20,000 円 |
| C 代表者及び登録者の1親等以内の親族の死亡の場合 | 香典 10,000 円 |

4. 見 舞

会員において、傷病被災の場合には、理事会の議を経て次の定める金品または見舞い品を贈る。

- | | |
|---------------------|------------|
| 会員が傷病により2週間以上の入院の場合 | 10,000 円以上 |
|---------------------|------------|

5. この内規に定めない事例については、その都度理事会において協議し、承認を受けるものとする。

第2章 旅費規定

1. 旅費規程

静岡県広告業協会の会員活動の為に要する旅費のうち必要なものには、これを支給する。

1. 全国広告業団体連絡会議 実費支給

その他協会運営上必要と理事会で認めたものは実費を支給する。

2. 協会の代表者または登録者が、静岡県内の理事会、委員会、事業等に参加する場合、会員企業の所在地を基準に以下のとおり旅費を補助する。尚、新たな基準が生じた場合、その都度理事会にて協議し策定する。

中部→東部（沼津以東）4000円

中部→東部（富士地区）2000円

中部→西部 4,000円

西部→中部 4,000円 西部→東部 8,000円

東部（沼津地区）→中部 4,000円

東部（富士地区）→中部 2,000円

東部（沼津地区）→西部 8,000円

東部（富士地区）→西部 6,000円

※上記金額はすべて往復

以上